

第4回 熊本市自治基本条例見直し委員会会議録概要

日 時：平成26年4月22日（火） 午後2時～4時

会 場：熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

出席者：中川委員長、澤田副委員長、岡委員、緒方委員、津地委員、鳥崎委員
仁尾委員、山下委員、吉村委員（柳楽委員欠席）

中 川 委員長	1 開 会 それでは、ただ今から、第4回「熊本市自治基本条例見直し委員会」を開会いたします。委員の方々の出欠についてですが、柳楽委員は所用のため欠席との連絡がっておりますことをご報告いたします。 それでは、議事に入ります前に、平成26年度の人事異動に伴い、この委員会を所管する熊本市の執行部職員の交代があつていますので、事務局よりご紹介をお願いします。
事務局	※古庄企画振興局次長、野口市民協働課長、永田市民協働副課長の順に自己紹介（古庄次長のあいさつ要旨） 企画振興局次長の古庄と申します。本日は、お忙しい中にも関わらずご出席いただきましてありがとうございます。本年度最初の委員会ということで、一言ご挨拶させていただきます。 これまで3回に渡る委員会において、大所、高所からご熱心にご議論いただき、大変ありがたく思っております。本委員会におきましては、政令指定都市移行に伴う区のまちづくりを中心に、見直しの議論が進んでいるようでございます。ご承知のとおり、区の設置というものは地方自治法で政令市では必ず設置することとなっておりますが、その目的としては2つございます。一つ目は、より市民の皆様身近な場所で、質の高い行政サービスを提供すること。二つ目は、効率的な行政運営を確立するというところでございます。 政令指定都市移行後、今年度で3年目を迎えますが、現実的には、住民サービスの向上が図られた反面、本庁と区の関係や連携などにおいて、いろいろな課題も浮上しているところです。その為、本年度より、区役所のあり方の検討ということも併せてやっていきたいと考えているところでございます。今回の自治基本条例の見直しで、区の基本的な骨格を位置づけさせていただいて、それを踏まえて、区役所のあり方の具体的な中身について検討していきたいと考えておりますので、今後、本委員会での議論は大変重要なものとなると思っています。委員の皆様におかれましては、何かとお忙しいと思いますが、熱心なご議論やご提案についてよろしくお願い申し上げます。
中 川 委員長	ありがとうございました。それでは、議事に入ります。 第四回目の委員会になります。これまで3回に渡り、委員の皆様から区のまちづくりの現状や課題を踏まえて、自治基本条例の見直しについて様々なご意見をいただいております。 本日の委員会では、これまでいただいてまいりました、ご意見に基づき「自治基本条例の改正条例骨子」について、整理しながらまとめていきたいと思っています。

	また、この改正条例骨子が、この委員会からの最終的な報告書となりますので、これまで同様に、皆様の率直な意見をできるだけ出していただきながら、慎重に協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 なお、本日の委員会は、2時間程度を予定しておりまして、午後4時には終了したいと考えておりますので、委員会の進行にもご協力をいただきますようお願いいたします。 それでは、まず始めに、配布資料の確認について事務局よりお願いいたします。								
事務局	(資料確認) 第4回委員会次第 <table border="0"> <tr> <td>論点整理表</td><td>資 料 1</td></tr> <tr> <td>自治基本条例改正骨子（案）</td><td>資 料 2</td></tr> <tr> <td>第3回会議録</td><td>参考資料1</td></tr> <tr> <td>第3回まとめ（案）</td><td>参考資料2</td></tr> </table>	論点整理表	資 料 1	自治基本条例改正骨子（案）	資 料 2	第3回会議録	参考資料1	第3回まとめ（案）	参考資料2
論点整理表	資 料 1								
自治基本条例改正骨子（案）	資 料 2								
第3回会議録	参考資料1								
第3回まとめ（案）	参考資料2								
中 川 委員長	2 報告事項 (1) 第3回委員会の協議事項の確認について それでは、次第に沿って進行させていただきます。まず、前回の委員会で協議しました事項の確認について、事務局から説明をお願いいたします。								
事務局	※第3回熊本市自治基本条例見直し委員会会議録概要（案）参考資料1については事前送付し委員了承済み。 ※第3回熊本市自治基本条例見直し委員会のまとめ（案）参考資料2については委員への確認を依頼。								
中 川 委員長	ありがとうございました。修正等、何かお気づきの点はございますか。 特になければ、第3回の「会議録概要」及び「委員会のまとめ」につきましては、委員の皆様より、全員一致でご承認いただいたものとさせていただきます。								
中 川 委員長	3 議事 (1) 条例見直しの論点整理について それでは本日の議事に入っていきたいと思います。 まず初めに、これまで委員の皆様からいただきました意見についての論点の整理でございます。資料1の条例見直し論点整理表のとおり、これまで3回に渡る委員会において委員の皆様からいただいて参りましたご意見について、 ①条例見直しにあたっての総括的な意見 ②自治推進委員会からの答申である「区のまちづくり」についての意見 ③その他、条例施行後の制度や取り組みの現状と照らした全体的な意見 として、大きく3つに分けて整理していただき、さらに、個々の意見に対する市として方針や考え方について、条例の骨子へ反映する内容も含めて整理していただいています。論点整理表の大きな見出し1～3ごとに事務局よりまず、ご説明をいただき、それぞれ委員よりご意見をお伺いしてまいりたいと思います。								

	それでは、事務局より「条例見直し論点整理表」の「1 条例の見直しにおける基本的な考え方」についてご説明をお願いいたします。
事務局	※条例見直し論点整理表資料1の「1 条例の見直しにおける基本的な考え方」について説明
中 川 委員長	ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何かご意見やご質問はありませんか。 (委員からの意見なし) 特にありませんようですので、次に進みたいと思います。「条例見直し論点整理表」の「2 自治推進委員会の答申を踏まえた見直しに関する事項」についてご説明をお願いいたします。
事務局	※条例見直し論点整理表資料1の「2 自治推進委員会の答申を踏まえた見直しに関する事項」について説明
中 川 委員長	ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何かご意見やご質問はありませんか。 (委員からの意見なし) 特にありませんようですので、次に進みたいと思います。「条例見直し論点整理表」の「3 自治推進委員会の答申以外の見直しに関する事項」についてご説明をお願いいたします。
事務局	※条例見直し論点整理表資料1の「3 自治推進委員会の答申以外の見直しに関する事項」について説明
中 川 委員長	ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何かご意見やご質問はありませんか。
津 地 委 員	ご説明いただきありがとうございました。 まず、コミュニティ活動の概念の部分ですが、地域コミュニティ活動を積極的に支援していくことは必要なことであるし、行政でも財政的な支援を含めて積極的にとりくまれているのであろうなと思います。 仮に問題のある活動団体のケースがあった場合には、ご説明のあった支援の運用面において、しっかりとした対策を講じていただければよいのかなと思います。よろしくをお願いいたします。 それから、もう一点、情報の共有の部分ですが、正直なところは、事務局のご説明どおりであり、条文化することは難しいだろうなと思います。ただし、このことについても政策面での取り組みが課題となるのだろーと思っています。個人情報保護法というものの趣旨はよく分かるのですが、公共的事業において、情報を共有するという本質的な目的を踏まえたうえで、個別のケースごとにきちんとしたコンセンサスを取られ、出来る限りにおいて推進していただければありが

	たいなと思います。是非、よろしくお願いいたします。
中 川 委員長	ありがとうございました。ただ今のご意見に対して、事務局より補足説明などはございますか。 特にないようですが、その他「3 自治推進委員会の答申以外の見直しに関する事項」についてご意見はありませんか。
岡委員	個別の話しではないのですが、事務局の説明の中に「運用」という言葉が出て参りました。これまで30年以上、市とお付き合いをして参りまして感じるのですが、担当が代われれば対応が変わるといったことがよくあります。今の、このメンバーであれば「運用」という言葉を信用してもよいのかなと思いますが、将来、その時の担当者や課長、首長の解釈によって、変っていくということがあるのではないかと気がなっています。
中 川 委員長	一般的な「運用」という言葉で方向付けるということで、ご説明しにくい点もあるかと思いますが、この件について、事務局より何かございますでしょうか。
事務局	首長の考えにおいて、「運用」面が変わるということはあると思います。例えば、自治基本条例では第38条に最高規範性を謳っていますが、これについても怪しい部分があると思っています。地方自治の根幹となる市長は直接、住民が選挙で選ぶということなので、当然、市長の考え方で大きく物事が変わっていくことはあります。ただし、自治基本条例は理念条例でございますので、実際の「運用」方法まで細かく規定する性質のものではありません。この条例の精神がきちんと生かされているかどうかは、この4年に1度の条例の見直しにおける委員会や自治推進委員会において、条例の理念が担保されているかどうか確認をしていくものなのだろうと思っています。勿論、個人情報保護条例に関しましても、高齢介護などの分野では、民生委員の方々へ、見守りのための高齢者の情報を出す際に、直接、民生委員へ情報を出すのではなく、行政が間に入り情報を提供していくといった「運用」を前向きに行っています。そのような、「運用」面での取り扱いを担保しているのが、自治基本条例でありますし、具体的な運用が適切になされているかについては、自治基本条例第37条の自治推進委員会などにおいて、市民の皆様と一緒に確認していくものと考えています。
津 地 委 員	個人情報保護については、私も民生委員会の会長もしていますので、確かに、高齢者の名簿もいただいていますし、我々もそれを活用させていただいています。個人情報の共有は個人対個人というものではなくて、公的な機関が持つ情報をどのように共有していくのかということですので、その点においては、今後もきちんと「運用」していただければよいと思います。 そのような意味での「運用」とは別に、先ほど、岡委員より質問のあった「運用」とは、その時々合意事項の引継ぎがなされているかという部分での「運用」と私は捉えています。私たちも、様々な市役所の部署と会議を行います、年度が変り担当者が代わると、全く内容が変わってくるということもよくありますが、その点での「運用」についてはいかがでしょうか。
事務局	その点につきましては、これまでも問題が発生した原因の一つとして、引継ぎ

	が不十分であったということがあります。市役所も２～３年前から引継ぎ文書を作成にきちんと引継ぎを行うこととしています。併せて、異動者へは２週間程まえに内示を出すことで、異動日までに引継ぎ内容を把握し職務を遂行していくというように、改善には取り組んできているところでございます。それでもなお、具体的な面で十分な引継ぎがなされず、違った「運用」がされているということがありましたら、ご指摘をいただきながら改善を進めていきたいと思います。
中 川 委員長	はい、ありがとうございました。他にありませんか。特にないようですので、「議事１の条例見直しの論点整理について」の協議はこれで終わらせていただきます。
中 川 委員長	（２） 改正条例骨子（案）について それでは、２つめの議事に入ってまいります。 先ほど、各委員よりご確認いただきました、論点整理表に基づき、正副委員長と事務局で「改正条例骨子（案）」を作成しています。まずは、事務局より、改正条例骨子（案）についてご説明いただき、その後、議事１の論点整理での協議内容、特に市の対応方針について踏まえながら、ご意見をいただければと思います。 それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局	※改正条例骨子（案）資料２について説明
中 川 委員長	ありがとうございました。 先ほど、ご確認いただきました論点整理表を受けて、それを具体的に条文の改正の骨子としてどのように落とし込んでいくのかということになるかと思います。繰り返しになりますが、事務局では、第５章にコミュニティの連携の条文を加えること、さらに、第６章として区のまちづくりについて規定することで検討を進められています。自治推進委員会からの答申についても、大きな項目としては２つありましたが、その具体的な内容について、改正条例骨子（案）の中に取り込んでありますし、勿論、答申以外のことについても加えてあります。委員会としては最終的なまとめの段階でございますので、表現上の問題或いは基本的な解釈、将来的な運用も含めてご質問、ご意見、或いは修正のご提案などご意見等ございましたら、率直にお願いしたいと思います。
鳥 崎 委 員	少し質問ですが、第３３条に入れるというコミュニティの条文や第６章の区のまちづくりの１の（２）の③に出てくる「地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行うもの」という表現なのですが、ひらがなで「もの」と書いてあるのは、個人と団体を意識してこのような書き方をしているのでしょうか。
中 川 委員長	人の場合は、「者」となりますね。おそらく、ここで活動を行う「もの」との連携というのは、個人と団体、法人格のようなものをあわせて抽象的な言葉で表現しているのかなと思います。
鳥 崎 委 員	つまり、地域コミュニティ活動や市民公益活動を行う主体という意味で、単数であろうが複数であろうが含まれるということで、ひらがなで「もの」なんですか。
中 川	はい、そうです。

委員長	
事務局	これにつきましては、定義の話になりますが、自治基本条例の中に、コミュニティ活動の定義が、第2条第9号ですが、「地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいいます。」ということであります。実は、この定義でいくと、地域コミュニティ活動では個人は想定できないということでした。ただ、市民公益活動については、自治基本条例にはないのですが、市民参画と協働の推進条例第2条10号に規定されており、こちらでいくと個人も想定されることになっています。それで、先ほどおっしゃったように、個人も団体も含むということで「もの」という書き方をしています。これが条文になったときに、どのように規定するかということは、これからの検討事項になっていきます。
岡委員	自治基本条例に書いてなくて、市民参画協働の推進条例に書かれているのはおかしいですね。
事務局	定義を整理したいと思います。
津地委員	5章のコミュニティ活動の連携のところですが、「相互に連携し」の前に、「それぞれの自主性により特性を活かしながら」という部分があります。「特性を活かしながら」というのは理解できるのですが、「それぞれの自主性により」という文言を入れられた意図はどこにあるのでしょうか。
事務局	まずは、この連携については、行政のコーディネートが必要となると思います。それに加えて活動を担っていらっしゃる団体や個人が、自主性・自発的に連携するという事で入れさせてもらっています。たとえば、地域活動において、地域だけの集まりでやるというのも大切ですが、新たな考え方、専門性を持つ市民公益活動とタイアップしてやることで、新たな取組みが生まれるのではないかとこの委員会でもやはりそういった活動のひろがりやをどうしていったらよいかというところもずいぶんご意見をいただいたところです。そういった活動のひろがりや独創性といったところに市民公益活動の力を借りるというやり方も、今後、地域活動において考えていかなければならないのではと考えております。また、市民活動団体も、やはり生活者の身近な活動にも目を向けて連携・協力していくということも必要だろうということで「自主性」という言葉を入れさせてもらっているところです。
津地委員	おそらくそういう意味だと思うのですが、少し分かりにくいと思いました。
鳥崎委員	32条で地域コミュニティ活動について規定して、33条で市民公益活動について規定して、次の条文として両者が連携しようという流れがあることは良いことだと思います。ただ、今の質問にありました、「それぞれの自主性により」というのは、ご説明を聞くと確かにそうだなと思うのですが、どちらかと言うと腰が引けているような気がします。「よろしかったらやってください」という印象を持ちます。今のご説明だと、「自発的に」といった前向きな表現になるのではないかと思います。

中 川 委員長	「自発的に」を入れるということですね。
鳥 崎 委 員	「自発的に」という言葉は、条文にはそぐわない気もします。ただ、今のお話だと、そういう意味だと思っただけで、入れて欲しいということではありません。
岡委員	「お互いに連携しながら、まちづくりに参加し協力する」となっています。この「まちづくり」というものが、どこのまちづくりなのか見えません。地域コミュニティというのは、基本的に校区単位くらいですね。市民公益活動はNPOも含めて、全市的なものですね。そうしてくると、このまちづくりは熊本市全域のまちづくりと捉えるのか、地域のまちづくりに捉えるのか分かりません。主語は、「地域コミュニティ及び市民公益活動を行うもの」となっています。どこのまちづくりかというのが明確でないと思います。「地域のまちづくりに参加し」ということであれば分かるのですが、そのへんが分かりづらいのかと思います。主語が消えているように見えます。
中 川 委員長	第6章が「区のまちづくり」となっていて、この第5章は、市全般に関わる事柄ですね。その中で実際の地域コミュニティ活動は校区単位でしょう。それから市民公益活動というのはもう少し広い市全体というものでしょう。そこで、地域的な限定がはっきりしていないのですが、条例全体で言えば、第5章というのは、市全体に関わる事項だと思います。したがって、まちづくりについて、ある程度特定したほうがいいのか、それとも、区におけるまちづくりということになれば、これは第6章に持ってきたほうがよいということになりますね。
岡委員	場所は限定しなくてもいいのですが、ここの文言全体が、ぼんやりになってしまっているということですね。自治基本条例は確かに上位の条例になるので、あまり限定はできないということは分かるのですが、イメージができないとなかなか難しいのではないかと思います。その辺は、文言の修正でできるとしています。
事務局	貴重なご意見、ありがとうございます。ただ、ここは事務局としてもまだ練れていない部分があるかと思います。確かに、「まちづくりに参加し」とありますが、まちづくりそのものは、第2条に定義づけされております。地域活動をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動を全てまちづくりとしていますので、そういった点から見て、まちづくりという言葉をつかっているのだと思います。おっしゃるとおり、できるだけ簡潔に分かりやすくというのが委員の皆様のご意見でしたので、少し整理をさせていただきたいと思っています。 それと、ここが目指すものは、地域コミュニティ活動と市民公益活動が第32条、33条で規定されていますが、これらが連携するということですので、それぞれの自主性が何を言うのかなど、そこまで細かく練れていないのではないかと思います。ご指摘を踏まえて、地域コミュニティ活動、市民公益活動が連携するということで、次の段階で整理したいと思っています。
中 川 委員長	今、第5章に集中的にご意見をいただいておりますが、その他の点について何かございましたらお願いいたします。

澤田副 委員長	確認ですが、これは条文そのものということではなくて、考え方を示している ということですね。条文は、またこれから練り上げていくという考え方ですね。
事務局	はい。
澤田副 委員長	第6章の2の部分ですが、市民と市長はということで書かれているのですが、 今から条文の文言を検討されるのでしょうか、ここがなぜ市長なのでしょう。か。 最低でも、市長等という表現を使うべきでしょう。さらに、区のまちづくりとい うことで、前回まで区役所や区長という言葉が出ていましたが、区の立場、役割 というもののや、せっかくできた区役所というのが、区のまちづくりの観点から見 ると非常に薄くなってしまっていると思います。ここは表現方法が非常に難しい 部分だと思うのですが、区役所、区長、区の職員などがほとんど消えてしまっ ていて、市長等ということで非常に広い範囲で包括されてしまっています。委員の 皆さんにもご意見をお伺いしたいところです。
鳥 崎 委 員	澤田副委員長がおっしゃっていたことを、私も感じていたのですが、区のまち づくりという章があって、そこに入る条文と考えたときに、本来、市民より区民 なのかなと思います。ただ、区民となると、第2章に定義が書いてありません。 市長も市長等という定義があるのですが、この中に、区長や局長は入っていま せん。ここは、区のまちづくりであるということを表現するために、どういう主体 の表現をすればよいのかと私も思いました。
吉 村 委 員	2月にいただいた資料1の条例骨子たたき案から、今日の条例骨子（案）につ ながっていると考えてよろしいのですよね。
事務局	はい。
吉 村 委 員	その中の、条例骨子たたき案の区のまちづくりのところのコミュニティのこ ろを市全体という見方で、第5章に持ってきたということでもいいのですよね。 おそらく、一番はこの区の扱いということなのでしょうが、先ほどのご説明で は区長さんのお立場を少し消した形での案という風にありました。これも皆さん にお尋ねしたいのですが、私は、区のまちづくり、区の役割、区長とは、その役 割というのがあるだろうと思うのですが、1月にいただいている資料の中には、 そのあたりがなくて、「市長は」という形で書いてある他都市もあります。そのあ たりと考えた上での骨子案だと思うのですが、その辺のご意見をもう少し皆様か らお聞きしたいなと思います。
中 川 委員長	ありがとうございました。今の吉村委員のご質問に何かありますか。
津 地 委 員	私も、市長とまとめられているところは、意図は分かりますし、簡潔にすると こういうことなのだろうなと思いつながらも、違和感がありました。今、吉村委員 も言われたことなのですが、最初のところで、区の役割などをひとつにまとめら れていますが、分かりやすくという点で言えば、もう少し分けて入れるという方 が良いと思います。
澤田副 委員長	だいぶ悩むところだと思います。市長等とかいてある、等の部分に入る人達は、 どちらかというと特別職というか、だんだん市役所から遠くなっていく人達がほ

	とんだなのですね。ですので、普通の職員と違う方、団体を代表されるような方を列記されています。日本の法律の考え方から言って、団体の代表はトップのみなのです。市長のみが市役所を表し、あとの方は補助職員なのです。その考え方でいきますと、区長も市長の命を受けて仕事に携わる人ということなので、法制室とも協議されて、このような表現にした事務局の気持ちも分かりますし、正しい書き方だと思います。ですが、かなり区のまちづくりとタイトルにはあるのですが、区のまちづくりの色が薄れてしまっているという印象です。書き方の工夫だと思うのですが、市の職員はという記載が他でされているので、例えば、区のまちづくりに関わる市の職員など、書き方はいろいろあると思います。区役所ができて、区役所を中心にやっていきますというところを、できればもう少し強く打ち出していただきたいと思います。せっかく条例を改正して区の条項をいれる、自治推進委員会からもまちづくりについて見直してくれと付託を受けているわけですので、その辺を工夫していただけたらと思います。
中 川 委員長	ありがとうございます。条文の中の、区のまちづくりの2)が条文の中ではメインですね。特にまちづくりを集中的に表現されております。 今、副委員長からもお話がありましたように、従来は、2)が市民と行政になっていたと思うのですね。行政というと、市長も区長も市の職員もみんな入ります。ただ、行政という言葉は非常に包括的でありますし、主体が明確になりにくいところがあります。したがって、ここはどういう表現で工夫するか、要するに、まちづくりがメインですから、区民と区長、区役所が中心となってやる。あくまで、市の総合計画、都市計画を踏まえてあるいは合致する、そういうまちづくりを進めていきたいと思います。ここで理念的なことが定めてある。あとは、2)で誰がまちづくりの主体であるか。ここは区ですから、事務決裁規定とかですね事務分掌規定とかありまして、表記上は非常に難しいと思いますが、区は行政区ですから市長の補助機関ということは明確ですから、まちづくりですので、ここはやっぱり市で全体から区が拡散するような規定ではなくて、区民と区役所や区長という表記がよいですね。区役所は組織体ですから主語にはなりにくいので、区民と区長という表記のほうが私もいいと思います。おっしゃったように区のまちづくりですが、主語に区、区民がでてきていないのですよね。市が支援する、計画する、予算確保する整備体制をするという風になっているのですよ。区のまちづくりこれは誰がやるのかということ、主体として明確にしたほうがいいのではないかと、それを行政が支援する体勢を整備するといった書き方のほうが条例の趣旨からいってもよろしいかと思います。書き方については事務局のほうでも苦勞されて、この表現におちついたというのもよく分かります。
事務局	区のまちづくりという言葉がでておりますが、委員長もおっしゃったように5つの市があるわけではないのです。自治基本条例のときにあまりにも書きすぎると、そういう誤解を生じるということがあるので、最初のうちにはなかったまちづくりの指針を示し特性を踏まえてと記載している部分も、それは勝手にやるわけではなくてあくまでも総合計画、都市計画に基づいて基本的には熊本市全体で

	示すものだと表しております。道路にしても熊本市全体で都市圏全体のネットワークで考えるべきものなので区だけで考えるべきものでもない。都市づくりについても、市としてはコンパクトシティを目指している。ただ、区で居住促進として今までの市街化調整区域に住宅をとというような施策を区独自でできるものでもない。地方自治法が改正されれば特別区ができて、その特別区の区長が総合区長ということで、議会で承認されれば当然、執行機関が異なるので、総合区長の権限でできますが、熊本市の場合はやっと政令市になって今から土台を作っていくので、熊本市はそうはならないと思います。ですから、区のまちづくりというのはソフト的な部分での地域コミュニティ活動とか地域のネットワークを重視して住民の日常生活に密着した部分のまちづくり、たとえば健康づくりであるとか地域の防災、子育て支援そういったものをまちづくりとして基本的に考えている部分であります。そのへんも含めて、区のあり方検討会でまちづくりの定義を明確にしようと考えております。区のまちづくりということで新たに6章を設けるので、そこは表現の仕方で今から検討させていただきたいと思いますが、われわれの基本的な考え方としては、区民、区長、区の職員の役割や責務については、自治基本条例の中では職員全体のこと、市民の義務などで規定されていますので、現段階では別に規定するというのを案では提示していないということでもあります。今の皆様の意見を踏まえまして第6章として、区のまちづくりに特化してどういう表現ができるのかということについては検討したいと思います。ただ、われわれとしては、熊本市はひとつでするのでそこは間違わないようにしたいと思います。
中 川 委員長	ありがとうございます
岡委員	ご意見確かにそうだと思います。今のお話は市から区を見るという視点ですよ。論点整理表の1枚目の1番下の段にありますように、本委員会では区のまちづくりについては区から市を見るというような視点でなければならないということではなかったでしょうか。
事務局	そうだと思っています。熊本市としての考え方の一つのたたき台は示させていただきました。その結果の議論を踏まえて、区から市を見るという表現をどこまでさせていただくかということでもう一度検討させていただきたいと思います。
津 地 委 員	当然、熊本市としての一つの行政体があり、その中で区があるのですけれども、その中で区がそれぞれ独立しているというようには誰も思っていないと思うのです。区は区で必要な部分のまちづくりが必要である、市がやる部分と区がやる部分とをきちんと分けて考えていく必要があると考えてわざわざ章立てをして定義をしていこうという部分ですから。市と区の区分が必要であればどこかに明記すればすむ話で、先ほどおっしゃったように区の視点から見たまちづくりというのを考えていくということが必要だと思います。ただ、区民という言葉を使おうとすると、区民とはどのような定義かという議論になります。区に住んでいる人が区民なのか、区に通ってくる人も区民なのか。また大変難しい話になると思いつ

	つも、これから先の政令市の熊本市を進めていくか考える上では、きちんと区について定義をしていく必要があると思います。
事務局	おっしゃる通りだと思います。ただ、区のまちづくりというには、基本的には行政サービスの単位であるということが基本であり、その上で身近なサービス、まちづくりを、区役所を中心にやるということです。まちづくりそのものを全て区役所でやろうということとは、若干違いがあるのかと思います。今の区のまちづくりを、区役所を拠点としてやっていくというのは間違いありません。校区単位のまちづくりもありますが、行政区の線が引かれた校区同士が連携してまちづくりに取り組むことはできないということではなく、あくまでも行政区ということです。その辺の使い分けが、市全体としても考え方が整理されていないということがあります。今後、区役所のあり方検討委員会というのがありますが、区のまちづくりの定義から始めなければならないと思っています。
岡 委 員	今の校区同士の連携の話は、だからこそ第5章の話が出てきたのだと思います。まちづくりという言葉は、市政全般にわたると思うのですが、一般的に広義と狭義の意味があるならば、ここで言う「区のまちづくり」というのは、狭義のまちづくり、市民活動のまちづくりだと思っています。行政が行う公共事業のようなものではないと思っています。第6章の第1条に定めてある総合計画に基づくまちづくりビジョンというもの、これにはハード的なものはほとんど入っていません。これを実施していくための担保となるのが、ここの第6章になるのではないのでしょうか。確かに行政用語としての市民や市長というのは、とても検討しなければならないことだとは思っていますが、一般の私たちが文章を読んだときに、自分の中にストンと落ちてくるということが、条例が生きてくると思います。つまり、変な解釈ができないということです。そのような言葉を使っていたらほうが分かりやすいのではないかと思います。分かりにくい条文というのは、問題があると思います。
事務局	総合計画や都市マスタープランは、区のビジョンと連携と書いています。本当は、連携ではなく、総合計画や都市マスタープランは上位計画です。ところが、総合計画や都市マスタープランは連携と書いているので、そこから意識が違うと思っています。整理していかなければならないと思っています。
吉 村 委 員	少し違う質問ですが、1月に区政推進課さんからのスライドを見ると、区の位置づけ、区割りの目的、区のまちづくりの目的ということを、ここで勉強させていただきました。それをもとに、区のまちづくりという章が入るということを理解しているのですが、2月のたたき案では、区の役割が整理されているのですが、その部分が非常にすっきりしていたのですが、ずいぶん2月のときから変わっているので、その辺で混乱というかよく分からない部分があります。都市規模や行政規模が大きくなるので、市域を適切に区画することにより、日常生活により密着した行政サービスを提供するために、区ごとの特色を生かしたまちづくりをすすめることにあるのが、区割りの主な目的である。そのために、区ごとの特色のあるまちづくりを進めていってほしいということで、区ごとのまちづくり

	を条例に入りたいという風に理解しています。そこでは、もちろん市長が整備していくところもあると思いますが、区の役割というのがここにはないのがすっきりしない部分かと思います。ですので、その辺も、正副委員長と一緒に事務局のほうで整理していただいたほうがよいのかと思います。
中 川 委員長	今、吉村委員がおっしゃったのは、条例骨子のたたき案の2に書かれている、区の役割の部分ですね。区の役割として1から5まで挙がっていますね。そのうちの大部分は骨子案の中に取り込まれてはいるのですが、区の役割として見えないというか、主体が前回のほうが明確であったということですね。
吉 村 委 員	区のまちづくりの中の項目としては、やはりすっきりしないような気がします。
岡委員	2月のほうがすっきりしていましたね。
吉 村 委 員	2月のたたき案は、1月の論点整理表からこれにまとめていただいているので、つながってきているのですが、今回のものは、事務局から説明をいただいているのですが、よくわかっていません。
事務局	2月にお示した骨子たたき案からの変更点が分かりにくいということだと思います。基本的には、意味を変えている部分はありません。確かに言葉として明確になっていないということかもしれません。変わった一番の理由というのは、区長が市長の補助機関ということがどうしてもネックになったということです。他の局長にも役割や責務は書かなくてよいのかなど問題になります。そこを踏まえた上で、最初は区長の責務や権限を規定することも検討しましたが、責務や権限については、別の要綱や規則に規定してあるから、そういった責務や権限を果たすために、区長が留意することということで、役割という言葉を使わせていただきました。そこから、区長の役割という表現がふさわしいのか、それとももっと具体的な言い方として、区のまちづくりするにあたっては、必ずこのようなことに留意しながら進めるという書き方が好ましいのかというところを検討した結果、やはり区のまちづくりに取り組むにあたっては、必ず以下のことに留意して進めてくださいという書き方がよいとの結論に至りました。 さらに、ここになかったものは、指針を示すという文言が以前はありませんでしたが、第3回にビジョンの意見もありましたので、方針を必ず示してということ盛り込ませていただきました。そこでは、その指針は総合計画の基本構想を逸脱してはならないということで、ここに付け加えさせていただいたということです。 ある意味、事務局としましては、まちづくりを進めていくためにより具体的にしたつもりではあります。
澤 田 副 委員長	事務局がご苦労されて、非常にシンプルで、中川委員長のような条文を読むのに慣れている人にとってはよく分かるものになっていると思います。そこは非常に良いと思うのですが、自治基本条例に区のまちづくりの条項を設け、これを受け止めるのはどちらかということと市民ですよね。行政と市民双方がこれを受け止めますので、そのときに、せっかく新しく区ができて、これから区のまちづくりを

	やっといこうと、地域の方々、区役所の方も思っいらっしゃいますので、その人達のテンションを上げるというか、応援するような分かりやすい表現を工夫していただきたいと思います。非常にシンプルなので、条文を読みなれている人の目からしたら理解できるのですが、それよりも、応援するような、がんばるぞと思わせるような、そういうことを表現できると思いますので、お考えいただきたいと思います。
中 川 委員長	事務局から何かございますでしょうか。
事務局	今回、この骨子は具体的な条文ではないのですが、市長や市民など主体についてははっきりと書いております。ただ、骨子の確定、また条文を作成するにあたっては、先ほど、澤田副委員長がおっしゃられたような、表現の工夫ができないかどうか、改めて検討をさせていただきたいと思います。
中 川 委員長	今までのご意見は、まちづくりの主体についてのご意見だったかと思いますが、何かその他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。 本日は、条例改正の骨子案を私たちも検討して、事務局より提示していただきました。第5章のコミュニティの連携の自主性という部分、また、まちづくりの限定について、そういったところに関するご意見があったかと思います。それから、区のまちづくりに関する部分、さらに2項の部分についてご意見がありました。それ以外に、個別具体的に骨子案についてのご意見はなかったかと思います。 当然、皆さんからいただいたご意見をどのように取り込むか、あるいは取り込めない部分もあるかと思いますが、次回の委員会までには私どもと事務局で、さらに検討して提案させていただきたいと思います。
事務局	次回ですが、正副委員長と検討しました骨子と、条文素案（案）に解説を付したものにご意見をいただきたいと思います。思っております。
中 川 委員長	以上のご意見を踏まえまして、条例骨子案に修正を加えまして、条例骨子とさせていただきます。最終修正作業につきましては、先ほども事務局からありましたように、事務局と正副委員長と事前に協議をさせていただき、次回の会議の事前を送付したいと思います。よろしいでしょうか。 今回は、骨子に基づきまして改正条例素案のたたき台についてご提示いたします。次回の会議日程ですが、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局	次回の開催日につきましては、事前に委員の皆様と調整をさせていただいたところがございます。今回は5月14日（水）10時～12時の予定で開催させていただきたいと思います。場所は、今回同様、議運・理事会室です。改めて、文書で通知をさせていただきます。本日いただきましたご意見、これまでのご意見、特に区のまちづくりについて応援をしたいというご意向を十分踏まえまして、次回に素案のたたき台をお示しいたしたいと思います。
中 川 委員長	それでは、これもちまして、本日の会議は終了いたします。ご協力ありがとうございました。